

第1章 総則

目的 (第1条)	○自転車等の利用に係る交通事故の防止、交通事故による被害の軽減、被害者の保護を図り、県民が安全で安心に暮らすことができる社会を実現
定義 (第2条)	○自転車、特定小型原動機付自転車、自転車等、車両、自動車等、道路、保護者、学校、学校等、事業者、自転車損害賠償責任保険等、自動車損害賠償責任保険等
基本理念 (第3条)	○自転車等の安全利用の促進は、自転車等が県民等にとって身近な交通手段であり、県民生活等に有用であるとともに、その利用に当たり車両として交通安全に関する法令の遵守が図られ、歩行者及び他の車両が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行う ○自転車等の安全利用の促進は、県、市町、関係行政機関、県民、自転車等の運転者、保護者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行う
県の責務 (第4条)	○自転車等の安全利用に関する総合的な施策を策定し、実施 ○市町、関係行政機関と相互に連携して、自転車等を安全に利用することができる道路交通環境の整備を推進する
自転車の運転者の責務 (第5条)	○自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に十分配慮しながら自転車を安全に利用する ○乗車用ヘルメットをかぶるよう努める ○他人を自転車で乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める
特定小型原動機付自転車の運転者の責務 (第6条)	○特定小型原動機付自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者及び他の車両の通行に十分配慮しながら特定小型原動機付自転車を安全に利用する ○乗車用ヘルメットをかぶるよう努める
自動車等の運転者の責務 (第7条)	○自転車等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努める
保護者の役割 (第8条)	○監護する未成年者に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努める ○監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める
学校の役割 (第9条)	○児童、生徒又は学生に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努める
事業者の役割 (第10条)	○自転車等を事業の用に供するときは、自転車等の安全利用に必要な措置を講ずるよう努める ○県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努める
県民の役割 (第11条)	○自転車等の安全利用に関する理解を深め、自転車等の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ○県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努める
市町の役割 (第12条)	○地域の実情に応じて、県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努める

第2章 自転車等の安全利用

自転車等の安全利用に関する教育等 (第13条)	○県は、県民が自転車等の安全利用の重要性について理解を深め、安全な行動をとることができるよう、自転車等の安全利用に関する教育を推進する ○県は、市町、学校等が行う自転車等の安全利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行う ○保護者は、監護する未成年者に対し、自転車等の安全利用に関する教育を行うよう努める
----------------------------	---

(第13条)	○学校等の長は、幼児、児童、生徒、学生に対し、その発達段階に応じて、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等を事業活動の用に供する事業者は、自転車等を道路において運転する者に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等の通勤者がある事業者は、従業員に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等の小売業者は、事業を行うに当たっては、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努める ○自転車等の貸付事業者は、貸付け用自転車等を利用する者に対し、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努める
乗車用ヘルメットの着用の促進 (第14条)	○県は、乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○次の者は、括弧書きに記載の者に対し、自転車等運転者の乗車用ヘルメットの着用に関して、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努める ・未成年者の保護者（未成年者） ・高齢者の親族又は同居者（高齢者） ・自転車等の通学者がある学校（自転車等の通学者） ・自転車等を事業の用に供する事業者（自転車等を運転する従業者） ・自転車等の通勤者がある事業者（自転車等の通勤者） ・自転車等の小売業者（自転車等の購入者等） ・自転車等の貸付事業者（借り受ける者）
点検及び整備 (第15条)	○自転車等の運転者、自転車等を事業の用に供する事業者、自転車等の貸付事業者、保護者（監護する未成年者が運転する自転車等）は、定期的な点検及び整備を行うよう努める

第3章 自転車損害賠償責任保険等

※現行の三重県交通安全条例に規定

自転車損害賠償責任保険等への加入 (第16条)	○自転車の運転者（未成年者を除く）、保護者（監護する未成年者が自転車を運転するとき）、自転車の利用事業者、自転車の貸付事業者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない（※）
自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等 (第17条)	○自転車の小売業者は、自転車購入者に対して保険等への加入の有無を確認しなければならない。加入の確認ができなかったときは、保険等への加入に関する情報を提供しなければならない（※） ○自転車貸付事業者は、借受人に対し、保険等の内容に関する情報を提供しなければならない（※）
情報の提供等 (第18条)	○県は、保険等への加入を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○学校等は、幼児児童生徒等に対し、保険等への加入に関する情報を提供するよう努める

第4章 自動車損害賠償責任保険等

自動車損害賠償責任保険等の契約の締結強制 (第19条)	○特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。
自動車損害賠償責任保険等に関する情報提供 (第20条)	○特定小型原動機付自転車の小売業者は、特定小型原動機付自転車を購入しようとする者に対し、自動車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない

第5章 雑則

財政上の措置	自転車等の安全利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める
--------	---

前文

第1章 総則

第1条（目的）	
第2条（定義）	
第3条（県の責務）	
第4条（自動車等運転者の責務）	
第5条（自転車運転者の責務）	・現行条文からの変更「自転車運転者の責務は、三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）の定めるところによるものとする」
第6条（歩行者の責務）	・項の追加「歩行者は、夜間に道路を歩行するときは、反射材用品の着用等に努めるものとする」
第7条（市町の役割）	
第8条（県民の役割）	
第9条（事業者の役割）	
第10条（子ども等への配慮）	

第2章 交通事故の防止を図るための基本的施策

第11条（道路交通環境の整備）	
第12条（交通安全教育の推進）	
第13条（外国人に対する交通安全に関する教育等）	
第14条（情報発信）	
第15条（広報及び啓発）	・自転車損害賠償責任保険等に関する内容を削除し、三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）に規定
第16条（高齢運転者の事故防止対策）	
第17条（交通事故被害者等への支援）	
第18条（飲酒運転の根絶）	
第19条（公共交通機関の利用促進）	
第20条（先進安全運転技術等への対応）	
第21条（表彰）	
第22条（交通安全運動）	
第23条（交通安全の日）	
第24条（交通死亡事故多発非常事態宣言等）	

第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等

第25条（自転車損害賠償責任保険等への加入）	・現行条例からは削除し、三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）に規定
第26条（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）	・現行条例からは削除し、三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）に規定

第4章 雑則

第27条（財政上の措置）	
--------------	--